

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 2 年 2 月 18 日

京都府立図書館  
館長 丸川 修

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和 2 年度京都府立図書館連絡協力車運行業務委託 一式

(2) 業務の内容等

仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(4) 業務を行う場所等

京都府立図書館から仕様書に記載する場所への図書等の搬入・搬出等

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒 606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館企画総務部企画調整課

電話番号 (075) 762-4655 (特別整理期間 (令和 2 年 2 月 24 日から 3 月 5 日) は電話の受電ができないため、来館またはファクシミリにより要件を送信すること。)

ファクシミリ番号 (075) 762-4653

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和 2 年 2 月 18 日 (火) から 2 月 28 日 (金) までの午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府立図書館のホームページ (<http://www.library.pref.kyoto.jp/>) からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間に、(1) の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- ウ 直前5営業年度以内に、同様の事業を実施した実績を有しない者又はそれに相当する実績を有しない者
- エ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の承認がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないもの
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
  - （ア）法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - （イ）法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - （ウ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - （エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - （オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - （カ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - （キ）暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

- （2）5の（2）のアで定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- （3）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。
- （4）業務に関して、迅速かつ円滑に対応することができるよう京都府内又はその近傍に営業所等を設置していること。

## 5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### （1）申請書の交付期間等

#### ア 交付期間

2の(2)のアに同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

2の(2)のイに同じ。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和2年2月18日(火)から2月28日(金)まで。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。ただし、2月24日(月・祝)から2月28日(金)の間に持参して提出する場合は、南側職員通用口から職員の案内により入館すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資格を有する者は、「物品関係競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、(ア)から(オ)までの資料を省略することができる。

(ア) 法人にあつては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 法人にあつては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

(オ) 営業経歴書及び営業実績調書

(カ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

(キ) 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類

(ク) 取引使用印鑑届

(ケ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(コ) 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)に係る誓約書

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、令和2年度京都府立図書館連絡協力車運行業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和3年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を京都府立図書館長（以下「館長」という。）に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては資本金の額又は代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のア、カ、キのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる。と館長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他館長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

## 12 入札手続等

### (1) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時

令和 2 年 3 月 12 日 (木) 午後 2 時

イ 場所

京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館 3 階マルチメディアインテグレーション室

### (2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

### (3) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

### (4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3 に掲げる者及び 4 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした

## 入札

- カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

### (6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (8) 契約書作成の要否

要する。

## 13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

## 14 契約保証金

免除する。

## 15 入札の執行

この入札に係る令和 2 年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

## 16 その他

- (1) 1 から 15 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。